

富士法務総合庁舎完成

静岡県富士市に法務支局と検察支部の総合庁舎が完成しました。整備にあたっては、周辺環境への配慮、ユニバーサルデザインの導入、グリーン化技術・木材の活用など、人・まち・地球にやさしい施設づくりを目指しました。

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

- 巻頭言「事務所長・着任あいさつ」
- 東日本大震災における中部地方整備局の災害支援
TEC-FORCE 隊員として派遣
- 発災時の施設管理者の役割
- 「公共建築物における木材利用の促進のための計画」及び「木造計画・設計基準」について
- 平成23年度中部地方整備局管内事業研究発表会
- 平成23年度優良工事等表彰
- 勉強会 豊田PCB廃棄物処理施設見学
- 平成23年度 中部地区官庁施設保全連絡会議開催！

巻 頭 言

「事務所長・着任あいさつ」



静岡営繕事務所長 北原 浩行

6月1日付けにて、2年2ヶ月ぶりに中部地整に復帰いたしました、北原です。前任地の鹿児島営繕においては桜島の雄大な景色の基ではありますが、降灰に悩まされつつ官庁営繕行政に励んでまいりましたが、このたび慣れ親しんだ中部の地に帰ってまいりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

「静岡営繕事務所」は、静岡県内が管轄範囲で職員数10名の小さな事務所ですが、予算要求、工事発注、現場監理ならびに完成後の保全指導まで官庁営繕に関するあらゆる業務を行っております。また、地方公共団体（県・市）の方々への業務協力も推進しており、各種連絡会議や講習会開催ならびに委員会の要請に対応しております。

私たちは、官庁施設という社会資本の整備に関して、これまで様々な先進的な取り組みを行ってきております。例えば、バリアフリー、ユニバーサルデザインといった身体障害者への配慮、グリーン庁舎としての省エネルギー対策、最近では節電対策も非常に重要な位置づけであります。膨大な社会資本のストックをどう保全し活用を計り、いかに長寿命化していくかが求められております。安心安全の確保のための耐震改修整備、地球温暖化対策のためのグリーン改修ならびに太陽光発電・屋上緑化などの施設整備を推進してきております。

近年は、こうした施設整備そのものに関わる業務のほか、施工業者選定にあたり、透明性を確保しつつ、公平かつ客観的に適切な施工者を選定することが、大変重要な業務となっており、一般競争入札方式、総合評価落札方式等の入札契約方式の導入により、業者選定の手続きに関わる事務量が大きく増加しているわけです。

また、静岡県においては、東海・東南海・南海地震の発生がささやき続けられているわけですが、静岡営繕における災害時の速やかな対応、ならびに対策が迅速に行えるように、通常時より災害への備えと万が一の時の災害時初動体制、ならびに施設の初動確認を的確に行うための備えを重点に置いた対策を計って行きたいと思っております。

このような、現状の中、静岡営繕においては、ASPを利用した施工・監理業務・監督員・設計者等の相互情報共有システムの活用が以前より先導的に行われてきており、現場監理マネジメントには欠かせないものとなっております。大規模・小規模工事を問わず時間のロス削減し、責任所在を一層明確にし、発注者側、受注者側双方にメリットがある取り組みを今後も継続・発展させていきたいと思っております。事務所職員並びに関係者の努力を益々期待しつつ推進を計っていききたいと思っております。

最後に、「健康と家族を第一に自分を大事にしよう！」をモットーとし、職場環境ならびに危機管理対応を考えつつ、官庁営繕業務の適正な執行に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

東日本大震災における中部地方整備局の災害支援

～緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣～

企画部防災課

中部地方整備局は、東日本大震災の発災後速やかに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を東北地方に派遣し、被災地の災害対応を支援しました。3月11日から6月1日までに352名（延べ2,629人日）、ヘリコプター1機、災害対策用機械等26台、船舶2隻を派遣し、被災状況調査、排水作業、通信確保、支援物資の輸送・調達支援等を行いました。

○ヘリコプターによる被災状況調査

3月12日に宮城県及び福島県で上空から被災状況調査を行いました。



○リエゾン（情報連絡員）派遣

岩手県大槌町、宮古市へリエゾンを派遣し、24時間体制であらゆる要望を聞き資材・物資の調達等を支援しました。



○河川・道路・港湾の被災状況調査

3月12日からTEC-FORCE被災状況調査班を宮城県、岩手県に派遣し、河川、道路、港湾の被災状況調査を行いました。



○災害対策用機械等による支援

排水ポンプ車、照明車、待機支援車を宮城県、岩手県、福島県に派遣し津波により浸水した地区の排水作業を24時間体制で行いました。



また、通信インフラが広範囲に被害を受けた岩手県大船渡市、宮古市、宮城県南三陸町に衛星通信車、衛星小型画像伝送装置 (Ku-SAT) を設置し、通信回線の確保を行いました。



※建設業者等による災害支援

中部地方整備局と災害協定を締結している団体（建設業者、電気業者等で構成）に協力いただき、TEC-FORCE と協働し排水作業や通信確保を行っていただきました。

○船舶による輸送等の支援

清龍丸（しゅんせつ兼油回収船）を派遣し、緊急支援物資（食料、飲料水等）の輸送等を行いました。また、白龍（海洋環境整備船）を派遣し、仙台湾沿岸の漂流物の回収作業を行いました。



TEC-FORCE 隊員として派遣

営繕部計画課 加納 靖也

私は、3月16日から21日までの間、TEC-FORCE 隊員として東北地方整備局の本局に派遣されました。営繕部との仕事とは直接関わりはありませんでしたが貴重な経験をさせていただきましたので報告させていただきます。

私たちの隊は、まず災害状況を確認するために派遣される「先遣隊」に続く「総括班」としての立場で派遣され、隊の構成としては、隊長1名、隊員2名、運転手1名でした。

具体的な業務としては、

- ①東北地方整備局対策本部と中部地方整備局対策本部とのパイプ役
- ②中部地方整備局から派遣されている各応急対策班（河川班・砂防班・災害対策車班）の活動状況の把握、指示、現場の調整等
- ③東北地方整備局より地方公共団体に派遣されているリエゾンとの連絡等

そして、応援する地方整備局も体制が整いつつありましたので、「東北・TEC-FORCE 総合司令部」を設置し情報共有を行い TEC-FORCE の活動を全体的に調整等の業務を行いました。



☆総合司令部での全体会議☆



☆総合司令部での作業状況☆

結果的に業務内容として記していますが、最初は何をしたら良いのかわからず、実態としては、具体的に何が 필요한のか？どのようなことを行えば復旧に少しでも役立つことができるのか？と隊のメンバーで考え、また相談をしながらの行動でした。

その結果としてこのような業務をしてきたということになったわけです。

まだ、被災から1週間も経たない状況でしたので、「時々発生する余震」、「緊急災害対策車両のみ通行可能の高速道路」、「緊急災害対策車両のみ販売される10%のガソリン」、そして極寒の中、「早朝から長蛇の列のスーパーマーケット、ガソリンスタンド」、それ以外に「記すことをはばかるような現場」、本当に早く復旧・復興してほしいと心から思いました。

実質1週間程度の活動でしたが、どれだけ役に立てたのかわかりません。しかし、このような一つ一つの活動が積み重なれば大きな力になること。また、国土交通省という組織の重要性、地元の方達からの期待感を改めて感じることができました。

この経験を活かす機会があっては欲しくないですが、必ず来るといわれている東海地震の際に少しでも活かせればと考えています。

発災時の施設管理者の役割

営繕部調整課

平成23年3月、東日本大震災が発生しました。

国の機関等では、あらかじめ定められた業務継続計画（BCP）を定め、発災直後より優先度の高い業務を継続して行うこととされています。

業務継続計画（BCP）が確実に実行されるためには、発災後も施設の維持・管理が適切に行われ、必要な施設機能が確保されている必要があります。

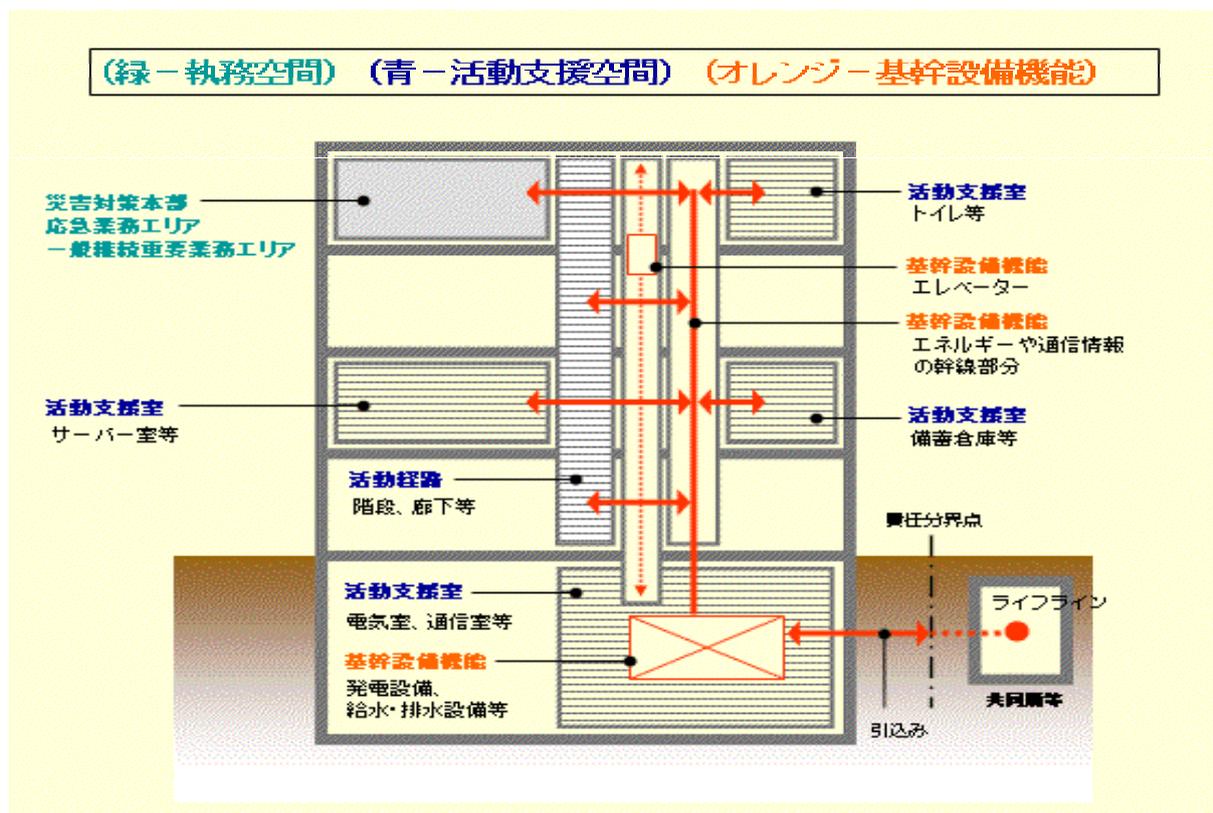
発災時でもあわてることなく対応するためにはどうすれば良いのでしょうか？、それがわからなければ、いざ東海地震や東南海・南海地震等に備えようと思っても対応のしようがありません。

そこで是非参考としていただきたいのが、『業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針』です。（URL http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_bp_bcp.htm より入手できます）

平成19年、内閣府において各省庁ごとに業務継続計画（BCP）を作成することが定められ、国土交通省官庁営繕部では「業務継続計画を踏まえた官庁施設の機能確保に関する研究会」を設置して、施設に要求される機能とその機能確保に関する検討を行いました。

本指針は、平成20年4月に公表した「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（案）」に所要の修正を施し取りまとめたもので、施設管理者（庁舎の維持、管理、運営に係る業務に主体的に携わっている各省庁の職員又は組織）のために、発災時に業務継続の為の官庁施設に求められる機能を定め、その機能を確保する為の具体的手法を示しています。

発災時に求められる施設機能を、「執務空間における機能」「活動支援空間における機能」「基幹設備機能」の3つに分けて整理しています。各機能を色分けすると下図のようになります。



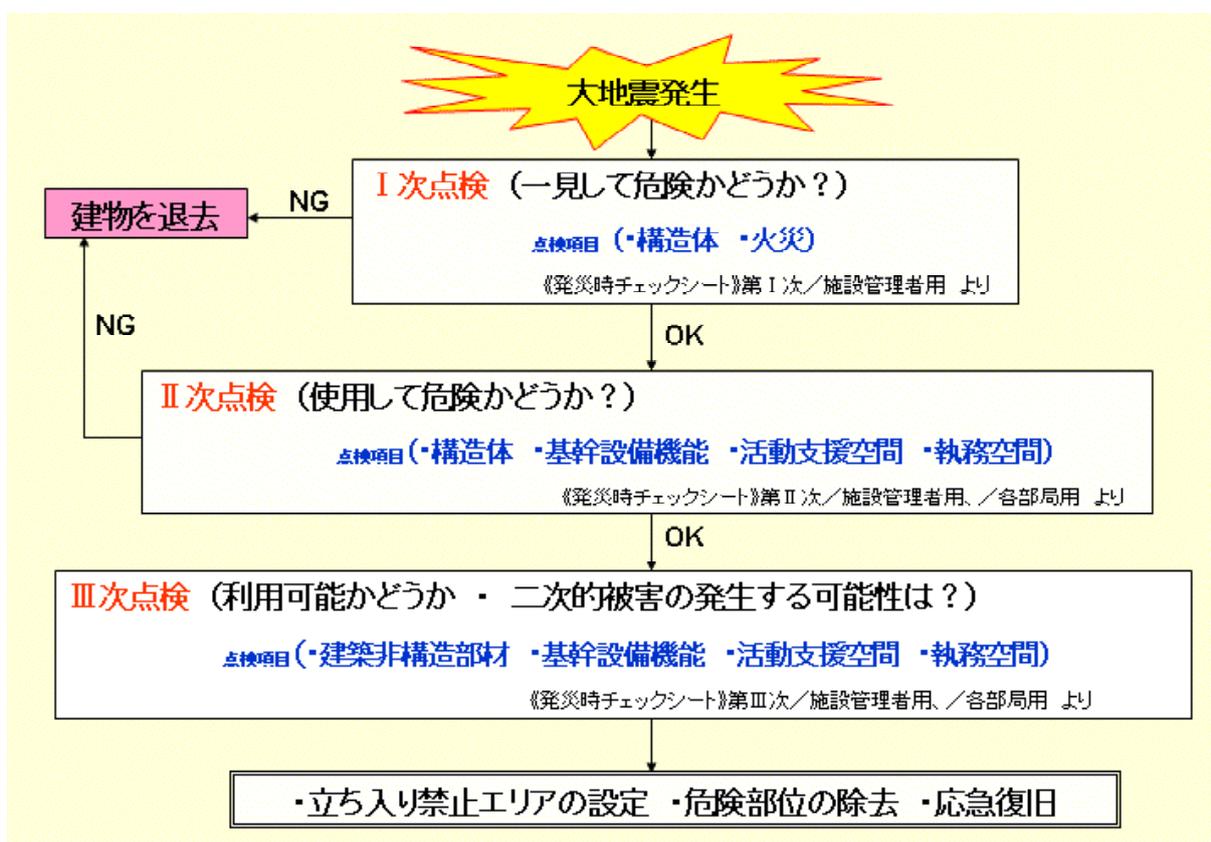
業務継続計画（BCP）を実行するうえで重要なのは、下記①②の計画を作成することです。

- ①「発災時における施設機能確保のための運用計画」
- ②「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」

①「発災時における施設機能確保のための運用計画」とは、発災後の点検体制及び復旧までの手順等をまとめた計画です。

施設管理者は、職員の安全を第一に考えたうえで、必要な施設機能を確認するために、点検や応急復旧の計画を予め作成しておく必要があります。

運用計画の中では、発災後の対応について施設管理者だけでなく、維持管理受託者、警備受託者、又は施設の施工者、並びに設備機器メーカー等それぞれの役割・対応等を明確にする必要があります。そして、下図のように発災直後よりⅠ次点検（一見して危険かどうか？）Ⅱ次点検（使用して危険かどうか？）Ⅲ次点検（利用可能かどうか・二次的被害の発生する可能性は？）と段階を踏んで点検を行い、立ち入り禁止エリアの設定、危険部位の除去や応急復旧するまでの手順を整理します。

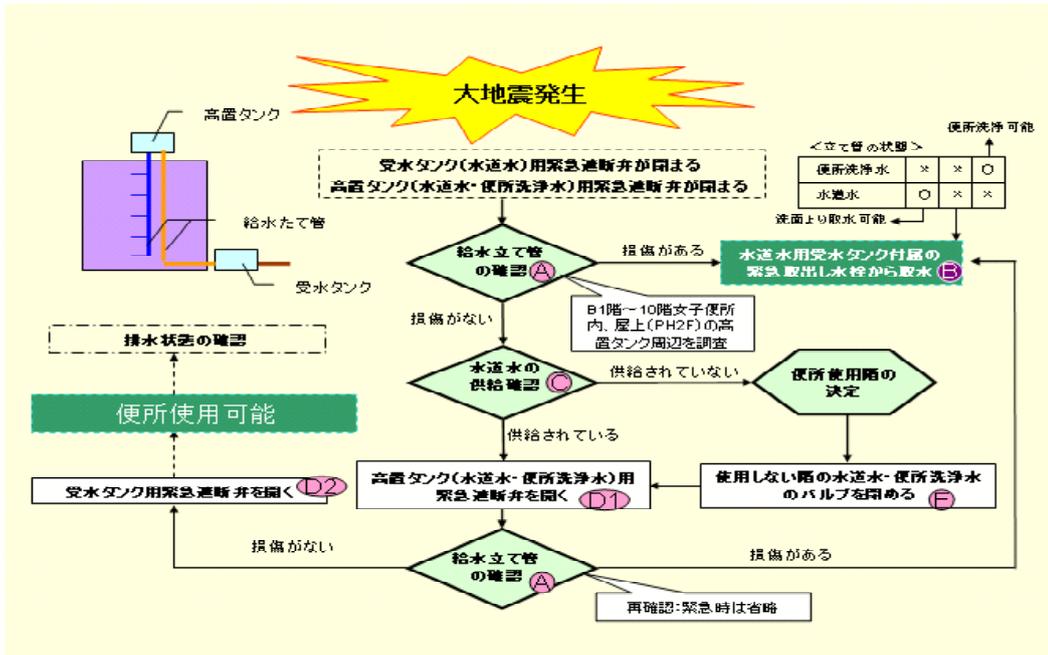


また、点検・復旧する時の機器の操作方法等については、保守等を行う担当者がいなくても対応できるように、図解・写真を用いてわかりやすく整理する必要があります。

参考として、ある施設のⅢ次点検「便所の給水」について、「点検」から「復旧」までの手順をフロー図と図解により説明します。

この施設の給水方式は高置タンク式で、受水タンク・高置タンクの緊急遮断弁の閉鎖状態から使用可能となるまでを整理したものです。便所を使用可能とするまでには、これだけの点検や機器の操作が必要になります。

他の設備においても同様に、事前に手順を確認して分かりやすく整理することが必要となります。



A 給水立て管の確認

便所洗浄水
水道水
便所洗浄水
水道水

給水配管に折れや漏水がないか確認します。紫色の配管を確認するためには扉を開く必要があります。この4本の管の折れや漏水の有無を確認する。

扉を開けると

女子トイレ内(各階)

B 緊急取出し水栓

配管が損傷している場合、この水栓から取水します。緑が必要です。

水道水用受水タンク(屋外)

水栓を開け、取水します

C 水道水の供給確認

水が出るか確認します。緑が必要です。

水栓を開けば水道水が供給されているか確認します。

水道水用受水タンク(屋外)

D 緊急遮断弁を開く

B1F中央監視室の制御盤にて復旧の水タンクを押します。

中央監視室(B1階)

復旧の水タンクを押して、緊急遮断弁を開きます。

E バルブを開める。

便所洗浄水用バルブを開めます。水道水用バルブも開めます。水道用バルブは工具を使用する場合があります。バルブを開め、当該階のトイレの使用禁止とします。

便所洗浄水用バルブ
水道水用バルブ例

このおげの場合は工具が必要です。

水道用バルブを開める為の工具はここにあります。

工具

女子トイレ内(各階)

補足(点検口蓋)

配管を確認するための扉を開く際に使用する鍵です。守衛室にあります。

補足(水栓鍵)

屋外にある水栓を開く際に使用する鍵です。庁舎管理室にあります。

②「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」とは、業務継続計画(BCP)が必要としている目標を定め、施設機能の現状を把握し、目標と乖離がある場合に不足している施設機能を整備する計画です。

業務継続計画(BCP)が本当に実行可能なものとなっているかどうか、必要となる施設機能を漏れなくチェックし、複数の施設機能相互の関連性等を見極めながら整備目標を設定し、目標と現状が乖離している項目の優先順位を定めます。

本指針には、①②の作成にあたり、I次点検、II次点検、III次点検に用いる《発災時チェックシート》、施設機能の現状を確認する《施設機能チェックシート》が参考で掲載されていますので一度ご確認いただければと思います。

発災時には、否が応でもやらなければいけない事は決まっており、誰かがそれを行わなければなりません。その中心的な役割を担うのは施設管理者です、是非業務継続計画(BCP)実行のために前記①②への対応をお願いします。

「公共建築物における木材利用の促進のための計画」 及び「木造計画・設計基準」について

営繕部整備課

この号では、今年の5月に策定された国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」と「木造計画・設計基準」等を紹介します。

公共建築物における木材の利用の促進のための計画

(1) 位置付け

昨年5月に成立した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律36号）」の第7条第2項第四号に、「基本方針に基づき各省各庁の長が定める木材利用の促進のための計画に関する基本的事項」が規定されています。「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（以下「本計画」という。）は、この法律に基づき国土交通省が策定したものです。

(2) 対象

本計画の対象は、木造化及び内装等の木質化については、「国土交通省がその所管予算により整備する公共建築物」です。木材を原材料として使用した備品、消耗品及び木質バイオマスの利用については、「国土交通省の所管に属する公共建築物」におけるものが対象となります。また、対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間としています。

(3) 目標

木造化及び内装等の木質化の目標については、基本方針を踏襲しています。木造化については、基本方針と同じく、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない「低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化をはかる」としています。

一方、内装等の木質化については、「エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化をはかる」と基本方針より一步踏み込んだ規定としています。また、内装については、施設の利用者に木の良さを実感してもらい、木を自ら積極的に使いたいと思ってもらうことが重要であるため、「利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるように配慮する」と、デザインや木の使い方の質に関する留意事項を追加しています。

備品については、国土交通省公共建築物木材利用計画では、具体的な対象を例示し、「待合室及び会議室の机、書棚等で直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いもの」を中心に、木材を使用した製品を購入するよう努めるとしています。

消耗品については、「間伐材又は合法性が証明された木材を使用したもの」を購入するよう努めるとしています。合法性が証明された木材は、「国等による環境物品等の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に平成18年度から取り入れられました。グリーン購入法では、合法性が証明された木材や間伐材を使用することが努力義務とされていますが、基本方針や公共建築物における木材の利用の促進のための計画では、原則としてそれらを使用することと規定しています。

木造計画・設計基準

国における公共建築物の整備については、主として鉄筋コンクリート造、鉄骨造で建設が進められてきたこともあり、官庁営繕の技術基準については、ほとんどこれらの構造を前提に記載されており、木造の設計に関する基準はありませんでした。また、民間においても、戸建て住宅を木造で建設する技術的な手法、ノウハウはすでに確立され、普及しているところですが、木造の事務用途の建物については、あまり事例が多くないこともあり、ノウハウが普及していないのが現状です。

木造の事務庁舎は、戸建て住宅と比較して一般的にスパンが大きいことに加え、省エネルギー性や耐久性への配慮、重量のある什器・設備機器の積載荷重の考慮をしなければなりません。そこで、これらの技術的な課題を検討し、標準的な手法を定めることを目的として、「木造計画・設計基準」が制定されました。基準は「第1章 総則、第2章 建築計画、第3章 建築構造の設計、第4章 建築部位の設計、第5章 建築設備の設計」の5章の構成になっています。

地方公共団体等への説明会

平成23年6月27日に「平成23年度静岡県公共建築推進協議会」の研修の一環として林野庁、国土交通本省、中部地方整備局からの講師による、静岡県庁別館で静岡県ほか20市64名に「木造計画・設計基準」の説明会を行いました。

また、平成23年7月28日には、名古屋市内（桜華会館）で愛知県、岐阜県、三重県、25市2町、国14官署及び1法人の68名に「木造計画・設計基準」の説明会を行っています。主な説明内容は以下の3点でした。

① 昨年10月に施行された「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」において、国は自ら率先しての整備する公共建築物における木材の利用に努めることが責務とされ、地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされています。

② 同法に基づき策定された基本方針において、国は耐火建築物とすることが求められない低層の公共建築物において、原則としてすべて木造化を図るとともに、高層・低層にかかわらず、内装等の木質化の促進を図ることが目標とされています。

③ 各省庁において取りまとめられ、又は取りまとめ中の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づき、今後、実際に木材の利用の促進に取り組む段階に入っています。

これらの説明会が、国の機関だけでなく、地方公共団体等への木材の利用の促進に関する施策への一助となれば幸いです。



「桜華会館での説明会の実施状況」

平成 23 年度中部地方整備局管内事業研究発表会

(浜松地方合同庁舎の顧客満足度調査について)

営繕部 技術・評価課

平成 23 年度の管内事業研究発表会が7月22日(金)に開催されました。営繕部からは【環境共生・地域連携部門】に技術・評価課の高木施設評価係長が発表しました。



顧客満足度調査は、一般利用者や職員等、施設の利用者に対し、施設の利用しやすさや快適性の項目に関する満足度についてアンケートを実施し、これらを定量的なデータとして収集するものであります。また、得られた結果をもとに、満足度についての要因分析や総合的な満足度に対する各調査項目の重要性の分析を行い、分析の成果を今後の官庁施設の企画・設計等にフィードバックをしていくことで、図-1のような施設整備における PDCA サイクルを循環させ、官庁施設の品質の向上を図ることを目的としています。

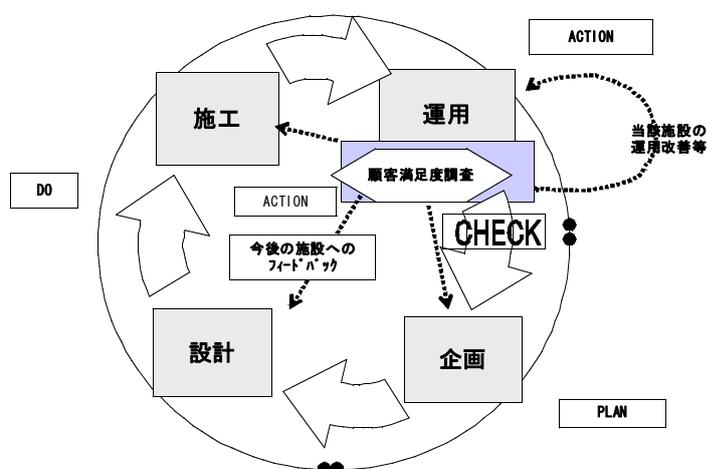


図-1

今回の研究発表では、浜松地方合同庁舎の顧客満足度調査結果を発表しました。アンケート手法による回収率や、アンケートの結果から、外来者や職員その他、周辺住民や関係団体の方々の顧客満足度に関する分析を行いました。そして、それらのアンケートでの個別の意見などを図面や現地調査等の詳細調査を行うことにより、今後の設計へフィードバックできるものや、施設管理者と協力して運用改善できる事項を整理して発表することができました。

[本調査に用いた評価分類]

- デスクまわりの仕事のしやすさ
- 執務室（一般的に事務室）
- 会議室や収納スペース
- 共用スペース、廊下、トイレ
- 施設の快適性
- 利用者の安全安心への配慮
- 建物と周囲の関係

[本調査により今後留意すべきと思われた事項]

- 施設へのアプローチにおける適正な案内板の配置
- 付属物の強風対策
- 利用者に分かりやすいサイン計画

平成23年度優良工事等表彰

営繕部 保全指導・監督室

中部地方整備局長表彰

平成23年度優良工事等の中部地方整備局長表彰式が7月19日（火）本局8階大会議室において開催されました。優良工事として表彰された「H21富士法務総合庁舎建築工事」（表紙写真の建物）を施工した岐建（株）は在来庁舎のある狭い敷地での新築工事で、周辺環境も厳しい中で、新技術の積極的な採用と創意工夫を持って、関係者と積極的な調整を行い良好な品質管理を行って施工した点が評価されました。また優良業務として表彰された「H21岐阜地方・家庭裁判所庁舎設計業務」を行った（株）梓設計は現地建て替えによる敷地条件等の制約を理解し、実施体制も良く、発注者が理解しやすいよう工夫して、裁判所の基本性能を十分満足する成果物を取りまとめた点が評価されました。

保全指導・監督室長表彰

平成23年度優良工事等保全指導・監督室長表彰式が7月29日（金）産業貿易会館（西館）8階会議室において開催されました。表彰後の懇談会では表彰工事等における苦労話等を交えてざっくばらんな懇談が行われ、受発注者双方にとって今後に生かせる有意義な表彰式となりました。表彰された方々は次のとおりです。

■優良工事受注者では、「H21小牧自動車検査登録事務所庁舎機械設備工事」を施工された、三和テクノ株式会社が受賞されました。

受賞理由としては、同一敷地内にある既存庁舎を使用しながらの困難な工事であったが、入居官署や関連工事との適切な調整により円滑に工事を完成させた事が評価されました。

■優良工事技術者では、「H22伊勢税務署耐震改修工事」を担当された、株式会社上村組の監理技術者兼現場代理人の仲林万年氏が受賞されました。

受賞理由としては、来庁者の多い税務署を使用しつつ、工程も厳しい工事であったが、入居官署との適切な調整により、工期内に無事故で完成させた事が評価されました。

■優良業務技術者では、「H21岐阜地方・家庭裁判所庁舎設計業務」を受注された、株式会社梓設計の管理技術者の倉岡敏則氏が受賞されました。

受賞理由としては、業務の全体把握、工程管理も良く、姿勢に責任感があり、庁舎の基本性能を十分満足する成果品を提出した事が評価されました。

■優良工事表彰に係る関係協力会社では、「H21小牧自動車検査登録事務所庁舎機械設備工事」を施工された、有限会社早川空調設備が受賞されました。

受賞理由としては、勾配屋根において空気調和設備機器等を精度良く設置できるよう工夫し、適切な調整により完成させた事が評価されました。

静岡営繕事務所長表彰

今年度も、平成23年7月22日金曜日午後3時から、平成23年度優良工事等事務所長表彰式が、静岡営繕事務所にておこなわれました。

受賞対象としては、平成22年度に完成した業務の中から、その成績が優秀で他の模範となるものを選定し、同時に平成22年度に完成した工事の中から、協力会社として品質確保・向上に貢献した会社を表彰してその功績を讃えました。

■優良業務受注者では、「平成22年度静岡営繕事業計画業務」を受注された、キュウメートル株式会社が受賞されました。

受賞理由としては、耐震データベース資料等の取りまとめ時に、良好な管理体制の中で発注者の求める以上の業務成果を提出したこと、ASPアンケートやマニュアル作成時に、独自の工夫をして見やすく分かりやすい資料の取りまとめを行ったこと等が評価されました。

■優良工事表彰に係る関係協力会社では、「H21富士法務総合庁舎建築工事」を施工した、向井工業株式会社とマルミ建設株式会社の2社が受賞されました。

受賞理由としては、向井工業株式会社が、狭い作業場で搬入や施工方法を検討し精度の良い型枠を施工したこと、マルミ建設株式会社が、敷地が狭くて、足場の搬入も大変な中で事前検討を良く行い、適切な足場の組み立てを行ったこと等が評価されました。

また、建通新聞社の記者により別室で受賞者の喜びの声や業務・工事に関する質問等のインタビューが行われました。

保全指導・監督室長表彰 表彰式



受賞者の皆さん



懇談会の様子



静岡営繕事務所長表彰 表彰式



受賞者の皆さん



記者によるインタビュー



勉強会 豊田PCB廃棄物処理施設見学

静岡営繕事務所

◇概要

静岡営繕事務所管内では昨年度より、取り壊し工事や受変電設備改修工事が多く発注されていることから、今後の工事監理や施設管理者への保全指導の向上を目的として、平成23年7月1日、中部地方整備局の営繕関係職員28名の参加者のもと、PCB廃棄物処理施設の見学を行いました。

◇豊田PCB廃棄物処理施設について

PCB廃棄物処理施設は、全国5箇所に設置されており〈右図〉、豊田処理施設は、岐阜・静岡・愛知・三重の区域内で発生した、コンデンサやトランスなどPCBを使用している機器類について、PCBを抜き取る作業までを行う中間処理業となります。(その後はリサイクルやサーマルリサイクル(産業廃棄物)として最終処分となります。)



◇廃棄物の処理について

分解→裁断→洗浄と行われる各処理工程は、ほとんど機械にて行われており、それらは24時間体制で進捗状況と機器の状態、近隣への有害性について監視され、さらに、多重事故が発生しても問題が無いよう、セーフティー機能が設けられていました。また、PCBを抜き取った機器類は、「卒業判定」と称した全数検査を行い、安全で確実に処理ができる体制が取られている事を確認できました。

◇運搬・管理について

搬入を認められた車体は、1台毎にGPSでモニタリングされており、搬入ルートも決められているなど、徹底した安全管理が行われていることが確認できました。

受け入れるPCB廃棄物は、機器の破損による漏出がない事を絶対としており、運搬時はもとより保管時の事業者の適正な管理が重要であることが分かりました。

◇まとめ

今回の見学において、施設・廃棄物の処理・収集運搬方法について、安全で確実に処理を行う体制が取られていることが確認できました。

又、PCB廃棄物の保管事業者には、「PCB機器を錆びさせない・漏れさせない」徹底管理が必要である事が分かり、今後の工事監理、保全指導に生かして行きたいと思えます。



～平成23年度 中部地区官庁施設保全連絡会議開催！～

営繕部保全指導・監督室
静岡営繕事務所

○概要

「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、国家機関の建築物等の保全の適正化を推進するための取り組みの一つとして、毎年度、中部地区の国家機関等の保全担当者を対象に、保全に関する情報提供を行う場として、「中部地区官庁施設保全連絡会議」を開催しています。

今年度も愛知、岐阜、三重及び静岡の4会場にて7月下旬～8月上旬に実施（表－1）しました。

会議には各官署のブロック機関の保全担当者をはじめ、合同庁舎、自治体、独立行政法人など、合計166機関より204名が参加しました。昨年度と同様に200名以上の参加者数となり、国、自治体を問わず、公共建築の保全が重要であることがうかがえました。

表－1 会議の開催概要

会場	開催日	開催場所	参加者数（参加機関数）			
			国	自治体	独法等	合計
愛知	8/5(金)	名古屋合同庁舎第1号館	50(44)	37(30)	5(4)	92(78)
岐阜	8/3(水)	岐阜合同庁舎	16(13)	11(11)	0	27(24)
三重	8/10(水)	津合同庁舎	13(10)	10(7)	1(1)	24(18)
静岡	7/27(水)	静岡県教育会館	34(25)	22(16)	5(5)	61(46)
合計			113(92)	80(64)	11(10)	204(166)
保全相談件数：愛知6件、岐阜4件、静岡4件						

○会議内容

1. 国家機関の建築物等の保全の現況

国家機関の建築物等の保全の必要性、保全実態調査の結果と評価、保全の課題と対応、中部地方整備局営繕部の取り組みを説明。

2. 建物の定期点検

建築基準法・官公法による法定点検、定期点検の対象となる建築物の用途・規模、点検の対象・資格者・周期等を説明。

3. 施設保全についての事例紹介

防火（区画・火災報知）と避難（排煙）、腐食（強度不足、事故防止）、危機管理（クラック、屋上防水、アスベスト）、空調機器の劣化、換気機能、維持管理（点検）を紹介。

4. 保全業務の支援ツール等紹介

維持・点検業務の発注時の仕様書、毎年度施設で必要となる費用、保全業務支援システム（BIMMS-N）で利用できる便利な機能を紹介。



図－1 会議状況（愛知会場）

5. 平成 22 年度保全実態調査の結果報告

中部地方整備局が担当している宿舎を除く 563 施設の平成 22 年度の保全実態調査の状況を報告。

6. 「保全指導実施要領」に基づく保全実地指導

平成 23 年 3 月 8 日に制定された保全指導実施要領に基づく保全実地指導の行い方等について説明。

7. 災害被害の報告

地震・風水害・津波の災害被害の報告書の記載方法の説明とお願い。

8. 発災時の施設管理者の役割

業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針を引用した地震に対する対応、発災後の点検・機能確保等を説明、点検の参考例、施設機能チェックシート等を紹介。

9. 「夏期の電力需給緊急対策」に伴う節電の為の方策等

効果的な節電、効果の見える対策、節電効果の把握方法、具体的な取組、留意事項等を説明。

10. 官庁建物実態調査

調査形式、必要性、調査方法等を説明。

11. 営繕工事に係る施設の事後調査

調査対象工事、調査内容・時期・方法、対応、修補の流れ等を説明。



図－2 保全相談（岐阜会場）



図－3 会議状況（三重会場）



図－4 静岡営繕事務所長挨拶（静岡会場）

公共建築相談窓口も設置しておりますので何卒よろしくお願いいたします。

電話番号： 052-953-8197

E-mail： eikei85@cbr.mlit.go.jp

詳しい業務内容等につきましては、ホームページもご覧ください。
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>)

事務局：中部地方整備局営繕部 保全指導・監督室
電話番号：052-953-8196 E-mail：hoshikan@cbr.mlit.go.jp

